

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊生企第601号

令和6年7月30日

「国民を詐欺から守るための総合対策」の決定について（通達）

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中、科学技術を悪用した詐欺等の手口が急激に巧妙化・多様化し、それによって引き起こされる被害が加速度的に拡大する状況にある。

こうした情勢を踏まえ、変化のスピードに立ち後れることなく対処し、国民を詐欺等の被害から守るため、官民一体となって一層強力な対策を講じるべく、令和6年6月18日、第39回犯罪対策閣僚会議において、「国民を詐欺から守るための総合対策」（別添参照）が決定された。

本総合対策では、

- ① 「被害に遭わせない」ための対策
- ② 「犯行に加担させない」ための対策
- ③ 「犯罪者のツールを奪う」ための対策
- ④ 「犯罪者を逃さない」ための対策

の4つの柱で取り組むべき対策を掲げている。

本総合対策は、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）及び「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定）を発展的に解消させ、「電話で『お金』詐欺」（特殊詐欺）、SNS型投資・ロマンス詐欺、フィッシング等を対象に総合的な対策を取りまとめ、政府を挙げて対策を推進するものである。

各所属にあっては、本総合対策の趣旨及び内容を踏まえ、関係機関・団体等とも連携しつつ、諸対策を強力に推進されたい。

なお、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」の決定について（通達）（令和5年4月6日付け熊生企第311号）は廃止する。

※ 別添（略）